

後期高齢者医療保険料が

変わります



令和2・3年度分の後期高齢者医療保険料及び賦課限度額は、左表のとおりです。

	令和2・3年度 (A)	平成30・31年度 (B)	(A) - (B)
均等割額 (年額)	43,800円	41,600円	+2,200円
所得割率	8.74%	8.25%	+0.49%
限度額(年間)	64万円	62万円	+2万円

世帯所得が低い方は世帯の総所得に応じて保険料が軽減されます。

問町民課

☎内線247

軽減割合	軽減の判定基準となる世帯の総所得金額等	
	令和2年度	平成31年度
7.75割 ^{*1}	33万円以下	
7割 ^{*2}	33万円以下であり、被保険者全員が年金収入80万円以下等	
5割	33万円+(28万5千円×当該世帯に属する被保険者数)以下	33万円+(28万円×当該世帯に属する被保険者数)以下
2割	33万円+(52万円×当該世帯に属する被保険者数)以下	33万円+(51万円×当該世帯に属する被保険者数)以下

^{*1} 令和2年度から、軽減割合が8.5割から7.75割に変更されました。
^{*2} 令和2年度から、軽減割合が8割から7割に変更されました。

8月1日から 後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

現在、使用できる被保険者証の有効期限が令和2年7月31日(金)までとなっています。8月1日(土)以降有効な新しい被保険者証(みず色)を、7月中旬以降に書留で郵送しますので、ご確認ください。8月1日(土)までにお手元に届かない場合は、直接受け取れず役場に返されている場合がありますので、ご連絡ください。

問町民課 ☎内線247

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めています！

町では、これまで認知症サポートター養成講座の実施、認知症初期集中支援チームの立上げや認知症地域支援推進員の配置などの認知症関連事業を行ってきました。

新たな取組みとして、4月17日(金)に、町と神奈川県警察は、認知症の早期発見・早期対応を目的に、運転免許証を自主返納または認知機能の低下を理由に取消処分に応じ、運転免許証を失った高齢者の方を対象とした相談支援に関する協定を締結しました。

今後も、認知症予防に向け取り組むとともに、認知症と疑われる方の早期発見、認知症の方やご家族が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援を進めていきます。



問福祉課

☎内線315

鳥獣害対策 豆知識

イノシシに「注意」を！

○うっかり出会ってしまったら…



近寄ってはいけません！むやみに刺激せず、ゆっくり静かに後ずさりしてください。急に走り出してイノシシを興奮させないようにしましょう。

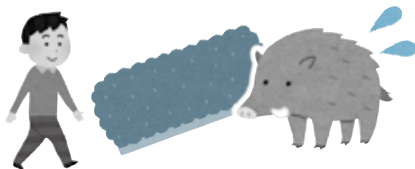
○うり坊(イノシシの子)を見かけても決して近づいてはいけません！

近くに母イノシシがいる可能性があり、危険です。また、かわいいからと言ってエサをあげてはいけません。人間への警戒心が薄れ、人間に慣れてしまいます。



○夜行性ではありません。

イノシシは、本来、日中に活動します。臆病で人間が怖いため、夜間、早朝などに見掛けることが多いのです。しかし、人間に慣れてくると、日中に出没することがあります。



○70kg程度の石なら軽々持ち上げることができます。

とても力持ちで、鼻先で70kgのものを持ち上げることができます。高い身体能力を持っていますが、警戒心が強く、性格は慎重です。



イノシシが街中に出没するということは、近くにイノシシの身を隠せるひそみ場や、自由に食べられるエサがあるということです。イノシシを近づけないためにも、生垣など庭木の手入れをし、常に見通しをよくし、放棄果樹などのエサを無くすことが大切です。また空き家にならないよう配慮してください。

問環境課

☎(72) 4438